



広報

白い岬と 紺碧の海 自然が語るまち

ゆら

11

No.366
November
2020

甘みがあり、酸味とのバランスも良く、
申し分のない味に仕上がりました。



ゆら早生を収穫する様子

今月の主な内容

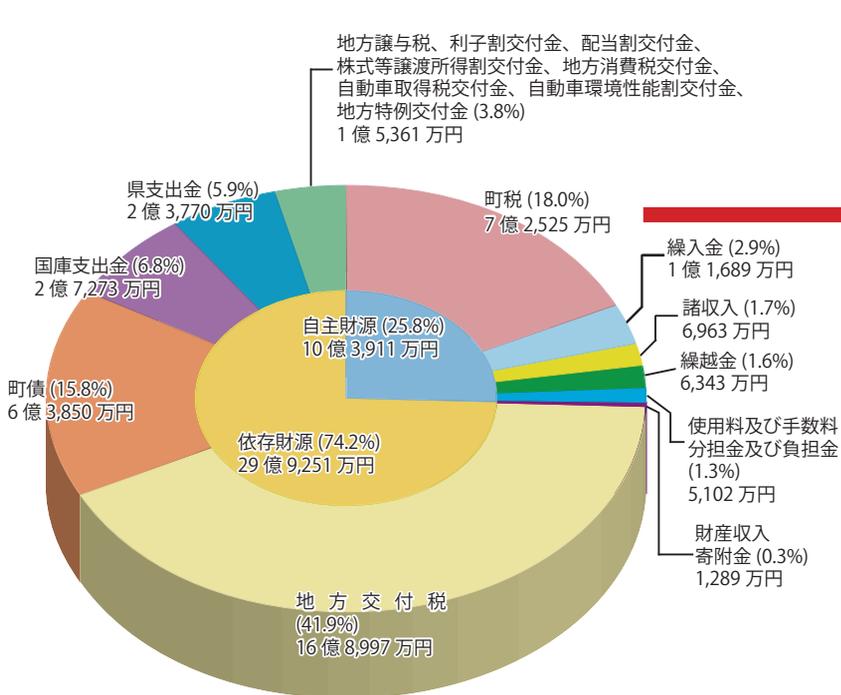
- 令和元年度決算の状況 2～3
- 由良町の財政事情 4～5
- 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について ほか 6
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止へのご協力について ほか 7
- お知らせ 8～9
- 御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法が変わります 10～11
- 由良町民間賃貸住宅家賃補助事業 ほか 12
- 地域おこし協力隊日誌 13
- あいさつ運動推進月間です！ ほか 14
- ゆら部 ～Yura Love～ ほか 15
- 11月カレンダー 16



令和元年度 決算の状況

令和元年度の一般会計、特別会計（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・公共下水道事業・漁業集落環境整備事業・水道事業）の決算が町議会の9月定例会で認定されました。

一般会計 歳入総額 40億3,162万円



歳入

一般会計の歳入総額は、前年度より2億6,116万円の増額となりました。主な要因は、デジタル防災行政無線施設整備に伴う町債の増加です。

財源別に見ると、町税、使用料及び手数料など町独自で得ることのできる自主財源が、前年度と比べ6.7%減の10億3,911万円、歳入総額の25.8%となりました。

また、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源は前年度と比べ12.6%増の29億9,251万円、歳入総額の74.2%となりました。

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計	8億3,915万円	7億9,492万円	4,423万円
後期高齢者医療特別会計	1億6,493万円	1億6,369万円	124万円
介護保険特別会計	7億9,733万円	7億7,733万円	2,000万円
公共下水道事業特別会計	5億512万円	5億380万円	132万円
漁業集落環境整備事業特別会計	1億7,166万円	1億7,087万円	79万円
水道事業会計	2億6,715万円	3億3,892万円	▲7,177万円

町税の内訳		
町民税(個人)	1億9,356万円	(1.9%減)
町民税(法人)	3,589万円	(11.0%増)
固定資産税	4億5,023万円	(3.3%減)
軽自動車税	2,191万円	(3.9%増)
町たばこ税	2,366万円	(1.3%減)
合計	7億2,525万円	(2.1%減)

※ 水道事業会計の収益的収支は、歳入2億3,364万円、歳出2億103万円、差引3,261万円です。

【用語説明】

歳入
○使用料及び手数料とは
施設の利用や特定のサービスに対し負担していただくお金のこと。
○分担金及び負担金とは
町が行う事業により利益を受ける人に負担していただくお金のこと。
○地方交付税とは
規模の大小にかかわらず、どの市町村でも同じように行政サービスができるように国税の一定割合を、一定の基準により国から市町村に交付されるもの。
○町債とは
町が道路整備などたくさんのお金が必要な事業を実施するときに借り入れるお金のこと。
○国庫・県支出金とは
特定の事業の財源として、一定の割合で国や県から補助されるお金のこと。

歳出
○民生費とは
高齢者・障害者福祉、子育て支援などの費用のこと。

町民1人当たり	
納税額	129,486円(年額)
歳出額	697,540円(年額)
1世帯当たり	
納税額	270,919円(年額)
歳出額	1,459,440円(年額)

※ 令和2年3月31日現在の人口(5,601人)、世帯(2,677世帯)から算出しています。

歳出

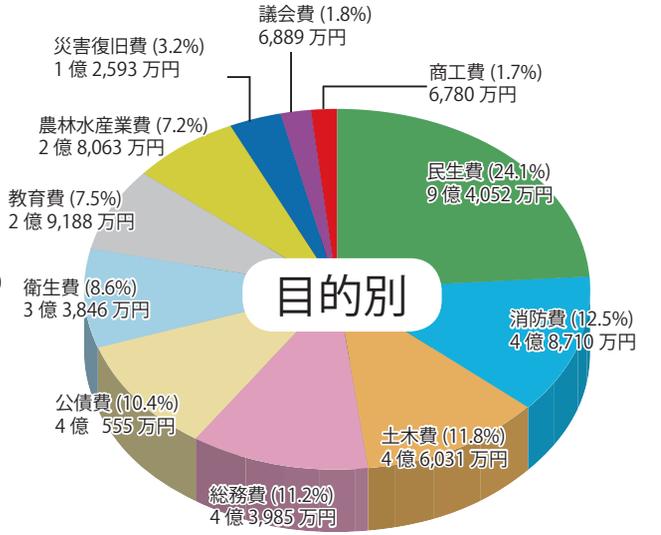
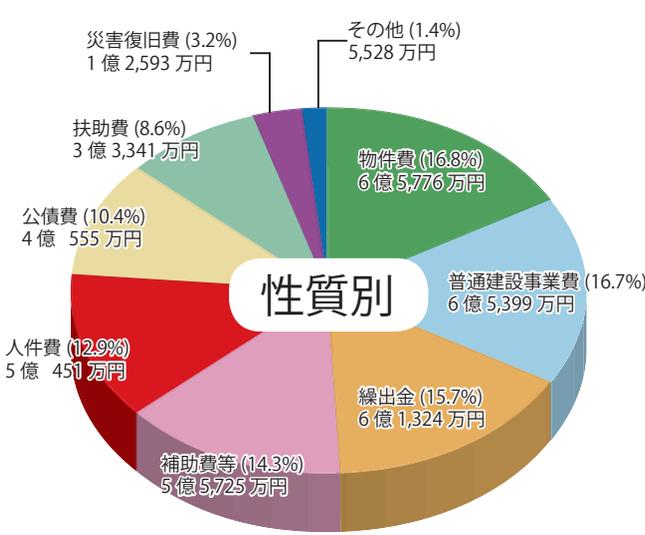
歳出総額は、39億692万円です。前年度より2億2,688万円の増額となりました。主な要因は、デジタル防災行政無線施設整備事業によるものです。

歳出額を行政の目的別に見ると、高齢者・障害者福祉、子育て支援などの費用である民生費が9億4,052万円と最も多く、全体の24.1%を占め、続いて消防費4億8,710万円（12.5%）、土木費4億6,031万円（11.8%）の順となっています。性質別では、公共施設の光熱水費、消耗品費及び委託料などの費用である物件費（16.8%）、普通建設事業費（16.7%）、繰出金（15.7%）の順となっており、これらは歳出全体の約半分近くを占めています。

なお、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額である実質収支額は6,586万円となりました。

※ 表示金額は、1万円未満を四捨五入して表示しています。また、率は小数点以下第2位を四捨五入し、合計で100%になるように表示しています。

一般会計 歳出総額 39億 692万円



- 実施した主な事業**
 <一般会計>
- 【農林水産業関係】
 - ため池整備事業（県）・・・1,709万円
 - 鳥獣害防止対策事業・・・1,145万円
 - 耕作放棄地対策事業・・・2,705万円
 - 農業活性化事業・・・1,358万円
 - 【子育て支援関係】
 - 乳幼児おむつ購入助成事業・・・212万円
 - 子ども医療費、ひとり親家庭医療費助成事業・・・1,831万円
 - すこやか子育て応援事業・・・152万円
 - 在宅育児支援事業・・・270万円
 - 【防災関係】
 - デジタル防災行政無線施設整備事業・・・3億2,541万円
 - 住宅耐震化促進事業・・・506万円
 - わかやま防災力パワーアップ事業・・・997万円
 - 災害対応力強化事業・・・1,077万円
 - 【その他】
 - 観光地域づくり事業・・・1,430万円
 - 観光振興事業・・・1,620万円
 - ねんりんピック紀の国わかやま 2019 開催事業・・・463万円
 - 町道新設改良事業（衣奈～三尾川間）・・・1億1,006万円
- <特別会計>
- 公共下水道事業（里、門前地区）・・・2億3,212万円

○消防費とは
 消防・防災活動、防災基盤の整備などの費用のこと。

○土木費とは
 道路、河川の整備などの費用のこと。

○総務費とは
 全般的な管理事務、徴税、戸籍、選挙事務などの費用のこと。

○公債費とは
 町がこれまでに借り入れた借金を返済する費用のこと。

○衛生費とは
 保健・環境衛生、ごみ処理、し尿処理などの費用のこと。

○教育費とは
 教育の充実や、文化・スポーツ振興などの費用のこと。

○農林水産業費とは
 農林水産業の振興、生産基盤の整備などの費用のこと。

○物件費とは
 公共施設の光熱水費、消耗品費や委託料などの費用のこと。

○普通建設事業費とは
 道路や公共施設の建設、改修などを行う費用のこと。

○繰出金とは
 一般会計から特別会計（国民健康保険特別会計や公共下水道事業特別会計など）へ繰り出す費用のこと。

○補助費とは
 一部事務組合への負担金や各種団体に対する補助や助成する費用のこと。

○人件費とは
 特別職（町長や議員）、一般職員のほか各種委員などに支払われる費用のこと。

財政事情

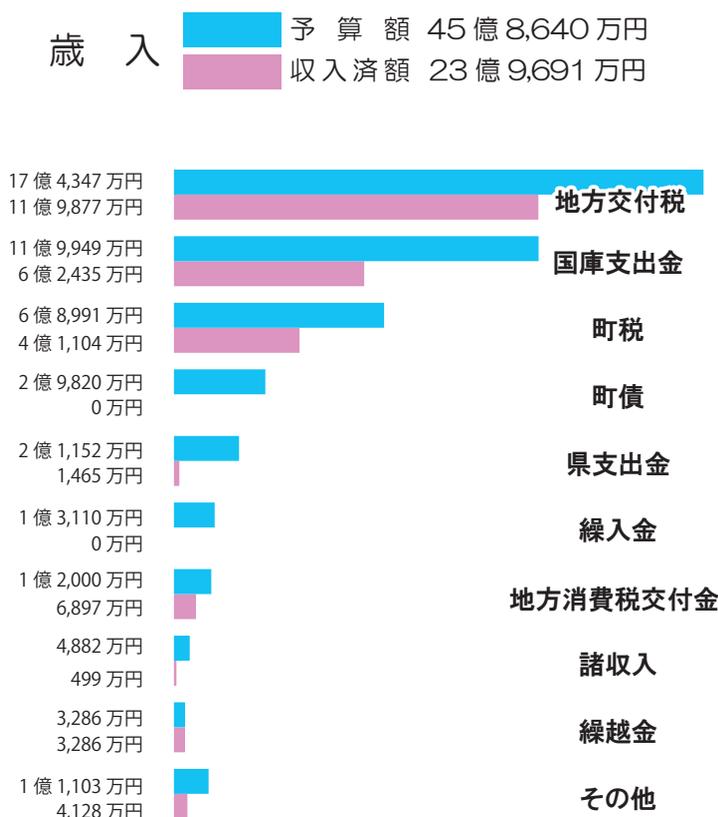
(令和2年度上半期)

町では、町の財政がどのように運営されているかを町民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年に2回公表しています。
今回は令和2年度上半期(令和2年9月30日現在)の財政状況をお知らせします。

■ 一般会計

皆さんの暮らしに役立つ身近な仕事を行うための町の基本的な会計です。

一般会計は、当初予算が35億5,600万円でしたが、その後補正を行い、45億8,640万円となりました。また、令和元年度から令和2年度に繰越した予算額が



■ 特別会計

一般会計とは別に、独立して管理を行う会計です。

会計名		予算額	収入済額	支出済額	
国民健康保険特別会計		8億6,670万円	3億7,387万円	3億1,463万円	
後期高齢者医療特別会計		1億7,124万円	2,437万円	6,624万円	
介護保険特別会計		8億1,793万円	3億3,336万円	3億2,651万円	
公共下水道事業特別会計		5億5,011万円	2,121万円	1億1,597万円	
漁業集落環境整備事業特別会計		2億2,679万円	698万円	8,065万円	
合 計		26億3,277万円	7億5,979万円	9億400万円	
会計名		収入		支出	
		予算額	収入済額	予算額	支出済額
水道事業会計	収益的収支	2億2,975万円	8,886万円	2億2,975万円	5,969万円
	資本的収支	1億410万円	2,506万円	3億8,254万円	6,597万円

町債

町債は、主に学校や道路、下水道など生活環境や都市基盤の整備にかかる費用をまかなう重要な財源です。また、整備した施設を利用する将来の町民の皆さんにも、返済という形で費用を負担していただくことで、世代間の負担の公平化を図るという目的をもっています。

町民1人あたりの町債残高

166万円（前年同期158万円）

区分	現在高	前年同期現在高
一般会計	44億3,210万円	41億8,934万円
特別会計	45億9,004万円	46億1,221万円
水道事業会計	2億150万円	2億869万円
合計	92億2,364万円	90億1,024万円

※ 町民1人あたりの金額は9月末現在の住民基本台帳人口(5,562人)から算出した額です。

※ 令和2年9月末現在一時借入金はありません。

※ 主な増加要因は、デジタル防災行政無線施設整備に伴う町債の発行です。

基金

基金は特定の目的のために必要な資金や、緊急の財政支出に対応するための資金を管理しているものです。

区分	令和2年9月末現在高	令和2年3月末現在高
財政調整基金※	8億3,814万円	9億1,513万円
土地開発基金等※	6,634万円	6,585万円
国民健康保険基金等※	8,893万円	7,893万円
下水道事業基金	2億3,343万円	2億5,908万円
合計	12億2,684万円	13億1,899万円

※ 財政調整基金・・・年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金のこと。

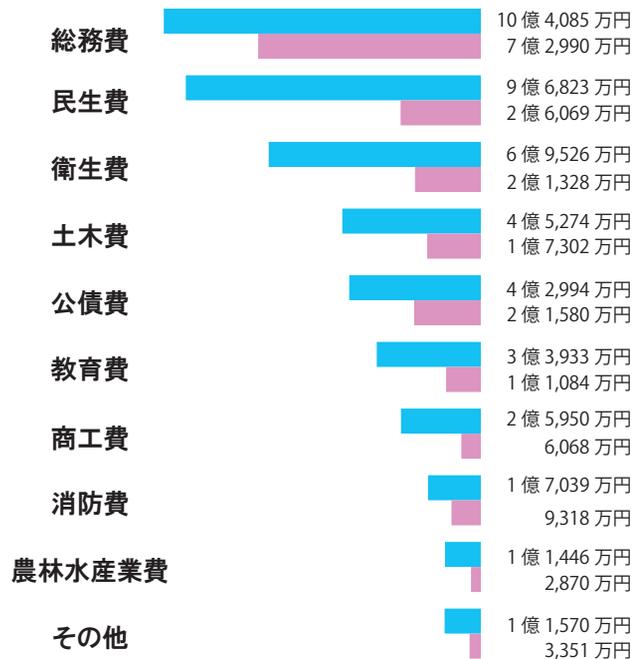
※ 土地開発基金等・・・土地開発基金のほか減債基金、高齢者福祉基金、ふるさとふれあい基金、教育振興基金、森林環境譲与税基金を含む。

※ 国民健康保険基金等・・・国民健康保険基金のほか介護給付費準備基金を含む。



2億6,383万円あり、これらを加えた最終予算額は48億5,023万円となり、前年の同じ時期の予算額45億3,568万円と比べ6.9%増加しています。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。予算の執行状況は下表のとおりです。

歳出 予算額 45億8,640万円
支出済額 19億1,960万円



公有財産

区分	令和2年9月末現在高	令和2年3月末現在高
公共施設敷地	240,070㎡	240,070㎡
宅地	68,640㎡	68,616㎡
田、畑、山林	571,197㎡	571,197㎡
雑種地(その他)	707,111㎡	706,211㎡
建物	58,600㎡	58,600㎡
物品(車両)	47台	49台
株券	239万円	239万円
出資による権利	7億2,352万円	7億2,352万円

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の令和元年度決算に基づく各指標については、次のとおりで、いずれの指標も健全化基準を下回っています。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

区分	健全化判断比率	⑤早期健全化基準	⑥財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
③実質公債費比率	12.8	25.0	35.0
④将来負担比率	203.9	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」表示

2. 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	①経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.0
漁業集落環境整備事業特別会計	—	
水道事業会計	—	

※資金不足額がない場合は「—」表示

用語の説明

1. 健全化判断比率

健全化法において、町の財政状況を客観的に表し財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を健全化判断比率として定めています。

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

③実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点

での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

⑤早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが、この基準を上回ると財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事への報告が必要となります。

⑥財政再生基準

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除くいずれかが、この基準を上回ると財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が必要となります。

また、地方債の起債が制限されます。

2. 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

①経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこの基準を上回ると経営健全化計画の策定が義務付けられます。

由良町人事行政の運営等の状況

職員の任免の状況

(単位：人)

平成 31 年 4 月 1 日現在	退職者数	採用者数	令和 2 年 4 月 1 日現在
71	3	4	72

備考 1 職員数は一般職に属する職員数です。

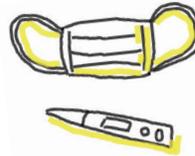
2 退職者数は、定年、勸奨、自己都合等により退職した職員数です。

詳しいことについては、町ホームページをご覧ください。または総務政策課（TEL 65-1801）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止へのご協力について

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染拡大が依然として続いております。町民の皆様には、今後も引き続き、体調管理に留意しつつ、感染拡大防止にご協力をお願いします。

- 外出時は、**マスクを着用**する
- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける
- 「**3つの密**」を避ける
- 咳エチケット**を徹底する
- 帰宅後は、水と石けんにより、丁寧に**手を洗う**
- 感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴う飲食をしない
- 夜遅くまでの長時間、集団での会食や宿泊をしない



また、厚生労働省が開発した「接触確認アプリ（COCOA）」のインストールをお願いします。

詳しくはこちら

厚生労働省
ウェブサイト



厚生労働省

新型コロナウイルス
接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

詳しいことについては、総務政策課（TEL 65-1801）又は住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

防災行政情報（町内放送）のメール配信について

防災行政無線で放送した内容（町内放送）をメールでお届けできる「防災行政情報メール」を下のQRコード又はアドレスから登録を行うことができます。（登録は無料。但し通信料は利用者の負担になります。）

QRコードを読み取るか、以下のアドレスを直接入力して空メール（件名・本文不要）を送信します。



bousai.wakayama-yura-town@raiden2.ktaiwork.jp

防災情報（必須）

避難に関する情報

【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始など

地震

地震情報

津波

津波予報、津波警報など



行政情報（選択）

防災情報以外の由良町からのお知らせ

詳しいことについては、総務政策課（TEL 65-1801）までお問い合わせください。

お知らせ

町税の納期限

11月30日(月)



○国民健康保険税 第6期

※ 町税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

問 税務課 ☎ (65) 1802

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

○控除手続

本年中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったこ

とを証明する書類の添付が必要となります。

「令和2年1月1日から令和2年9月30日まで」の間に保険料を納付された方には、11月上旬に、「令和2年10月1日から令和2年12月31日まで」の間に、今年はじめて保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問 住民福祉課 ☎ (65) 0201

田辺年金事務所 ☎ 0739(24)0432

ごみの野焼きは法律で禁止されています

「洗濯物ににおいがついて困る」、「近所でごみを燃やして煙で困っている」などの野焼きに関する苦情が寄せられています。

穴を掘った野焼き、ドラム缶での野焼き、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却(野焼き)は、法律で禁止されています。

農林漁業に伴う焼却、風俗慣習等の行事に伴

う焼却など例外的に認められているものもありますが、法律に違反した場合には、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

問 住民福祉課 ☎ (65) 0201

11月11日～17日は「税を考える週間」です

今年のテーマは「くらしを支える税」です。

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

◆ 税理士による無料相談所の開催

○ 日時 11月13日(金) 10時～16時

○ 場所 オークワロマンシティ御坊店

1階エレベーターホール前

◆ 税金クイズの開催

① 第29回「ごぼう税金クイズ」

毎年恒例の「税金クイズ」が公益社団法人御坊納税協会の主催により行われます。

② 「由良町税金クイズ」

クイズの応募用紙・応募箱は、税務課、由良町中央公民館、白崎会館及び衣奈会館に用意してありますので、奮ってご応募ください。

○ 募集期間 11月2日(月)～11月17日(火)

○当選発表予定日 12月1日(火)
 税務課 ☎(65) 1802

御坊税務署からのお知らせ

① 所得税・消費税の確定申告はマイナンバーカードでe-Tax(国税電子申告)をご利用ください。

マイナンバーカードがあれば、税務署に向くことなく、お持ちのパソコン・スマートフォンから所得税・消費税の確定申告を作成し送信(提出)することができます。

※ 詳しいことについては、国税庁ホームページをご覧ください。

② 年末調整説明会の開催中止について

例年、11月に御坊市民会館及びアグリセンターみなべにおいて「年末調整説明会」を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度は全国一斉で開催を見合わせるようになりました。

問 御坊税務署 ☎(22) 0695

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

「和歌山県ゴミの散乱防止に関する条例」が制定されました

和歌山県では、県土全体の広域的な環境の保全、また将来にわたり県民にとって健康で文化的な生活を構築していくために標記の条例が制定されました。

この条例の特色は、環境監視員がパトロールによりゴミをみだりに捨てる行為を発見した場合、現場で回収命令を発出し、それに従わなかった場合はその場で過料徴収を行えることです。

この条例は、令和2年4月1日から罰則規定などを除く一部施行されており、10月1日から罰則規定を含む全面施行されています。

問 和歌山県環境生活部循環型社会推進課
 廃棄物指導室 ☎073(441)2675



条例HPはこちら



QRコード



令和2年度自衛官等募集案内

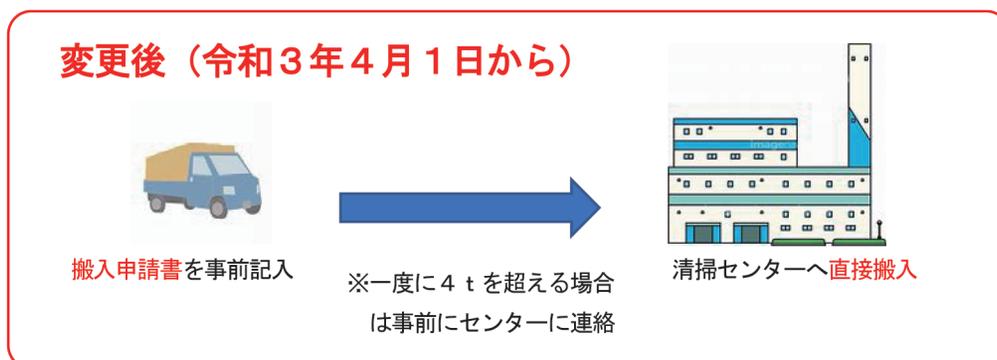
募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	場 所
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の男女 ※32歳の方は条件があります。	試験日の前日 まで	11月14日(土)	和歌山地方協力 本部庁舎 (和歌山市築港)
陸上自衛隊 高等工科学科	推薦 男子で中卒(見込の方を含む)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長の推薦を得られる方	11月30日(月) まで	※令和3年1月10日(日) 令和3年1月11日(月) ※いずれか1日を指定されます。	陸上自衛隊 高等工科学科 (神奈川県横須賀市)
	一般 男子で中卒(見込の方を含む)17歳未満の方	令和3年 1月6日(水) まで	1次:令和3年1月23日(土) 2次:※令和3年2月6日(土) 令和3年2月7日(日) ※いずれか1日を指定されます。	田辺市内 和歌山地方協力 本部庁舎 (和歌山市築港)

詳しいことについては、自衛隊御坊地域事務所(御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階 御坊駅前 TEL23-0020)までお問い合わせください。

令和3年4月1日から

御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法が変わります

御坊広域清掃センターへのごみの搬入は、これまでは市役所・町役場で発行する許可証が必要でしたが、令和3年4月1日から、事前に搬入申請書を記入したうえで、直接清掃センターに持ち込めるようになります。



新しいごみの搬入方法

- ① 事前に**搬入申請書**を入手し、必要事項を記入する。
入手方法：市役所、町役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
市役所、町役場、清掃センターの窓口で入手
- ② 御坊広域清掃センター搬入窓口にて**搬入申請書**を提示する。
申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を**身分証明書（運転免許証等）**で確認します。
発生場所確認：ごみの発生場所を確認します。
搬入物の確認：ごみの内容を確認します。
- ③ 搬入用計量器で計量する。
車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。
- ④ ごみを所定の場所に降ろす。
職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。

⑤ 精算用計量器で計量し、手数料を支払う。

ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき 33 円 (税込) 最大積載量 1.5t 未満の車両に限ります。 最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、料金及び処理困難物の扱いが事業系となります。
事業系	10kgにつき 110 円 (税込)

注意事項

○受付時間を守ってください。

平日 (月～金)	8 : 00 ~ 11 : 45、12 : 45 ~ 16 : 00 <u>11 : 45 ~ 12 : 45 は受付を行いません。</u>
日曜日 (月に一度)	8 : 00 ~ 11 : 30 月に一度、一般個人ごみ (最大積載量 1.5t 未満の車両に限る) の日曜受付を行います。 奇数月は第 3 日曜日、偶数月は第 4 日曜日です。

○ごみの搬入には搬入申請書の他に身分証明書 (運転免許証等)が必要です。

○御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみは搬入できません。

○手数料免除のごみ (災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等) は、これまでと同様に、事前に市役所・町役場が発行する許可証が必要です。

○清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。

○分別を確実にを行い、リサイクルを推進することでゴミの削減にご協力ください。

処理困難物 (主なもの)

一般個人・事業系共通のもの

油 (植物性以外)

網 (漁網)

石膏ボード、サイディング材

FRP 製品

仮設トイレ

家電リサイクル品

瓦

自動販売機

焼却灰

タイヤ

断熱材

動物の死体

土砂、コンクリート

トタン (FRP 入り)

農ビ、マルチ (農業用)

農薬 (ピクリン) の缶

バイク (排気量 50cc 超)

バッテリー

パソコン (PC マーク入り)

プロパンボンベ

事業系のみ

畳 (ポリスチレンフォーム使用)

自動車部品

塩ビ配管

発砲スチロール

建築廃材

廃プラスチック類

コンパネ

太陽光パネル

詳しいことについては、住民福祉課 (TEL 65-0201) 又は御坊広域清掃センター (TEL 29-3030) までお問い合わせください。

由良町民間賃貸住宅家賃補助事業

この事業の申請受付は今年度で
終了する予定だよ。
由良町に住もう！



婚姻の届出から3年以内の新婚世帯に対して、
家賃の補助があるんだって！

最長5年間で
最大150万円！

どんな世帯が対象なの？	次の要件を満たす世帯です。 ①平成28年7月1日から令和3年3月31日までに対象住宅に入居していること。 ②新婚(申請日において、婚姻の届出から3年以内)夫婦でいずれも満40歳未満であること。 ③由良町に住民登録をしていること。 ※その他、諸条件あり。
どんな住宅が対象なの？	新婚夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結している由良町内の民間賃貸住宅 ※町営住宅または2親等内の親族が所有する住宅は除く。
いくら補助を受けられるの？	実質負担した家賃の2分の1 (1ヶ月で最大25,000円)

詳しいことについては、総務政策課(TEL 65-1801)までお問い合わせください。

和歌山県最低賃金が
改定されました！！

[発効日] 令和2年10月1日

和歌山県のこれまでの最低賃金 830円から 1円アップ

和歌山県最低賃金
831 時間額
円



詳しいことについては、和歌山労働局労働基準部賃金室(TEL 073-488-1152)又は御坊労働基準監督署(TEL 22-3571)までお問い合わせください。



地域おこし協力隊
橋本 美奈

報告会の後半にもお伝えさせていただいたのですが、2年半の活動内容の報告ができるのは、決して私ひとりではどうにかできるコトではなく、私たち由良町の地域おこし協力隊の活動にご協力いただいた由良町の皆様のご支援とお力添えがあつてのことと思います。

いつも本当にありがとうございます。まだ少し期間が残っていますが、もちろん最後まで120%の力と想いを注いでいきます！

実は自身の行動が町全体の未来に、少なからず「ナニカ」影響を与える。と、プレッシャーに押しつぶされうになつたことも、正直に言つとありました。この経験は今後の私の人生においても大切な感覚だと感じています。

私たちは次のステップ「由良町定住の手段」を模索しながら、責任をしっかりと背負つて活動に身を心を込めて由良町のPRを任期満了まで、全うします！



地域おこし協力隊
桃尾 郁

9月14日(月)、私たちは由良町地域おこし協力隊として着任してから2年と半年が経過しました。

節目の機会に行つた中間報告会は、情勢の影響であまり広く周知はできず小規模で執り行うこととなりました。しかし、それでも20名程の職員の皆様にお越しいただき、この2年半の取り組みを通じて私たちの事を気にかけてくださる方がたくさんいらっしゃつたのだと知り、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

報告内容は地域おこし協力隊としてこれまでの活動と現在進めているプロジェクトの進捗、さらに任期終了後の地域とのかかわり方に関して、限られた時間の中ではありましたが説明させていただきました。

町長より直々に私たち2人にエールをいただき、今後に関する意見交換を行い、とても充実した活動報告会になりました。

これまでも地域の方が考える地域振興の取り組みについて、少しでもサポートとなるよう、がむしゃらに活動してまいりました。残りの半年もその姿勢は変えず、共働いただけの皆様に感謝しながら活動を行いたいと思います。



あいさつ運動推進月間です！



11月は、住民交流の活性化を目的とした『あいさつ運動推進月間』です。

この期間中に、町民一人ひとりが「あいさつ」について考え、家族や地域の身近な人をはじめ、近所の方など普段会話する機会のない方に、勇気をもってあいさつをしましょう。あいさつを通して『地域のつながり』や『子どもを守る地域の目』となり、安心で住みよい町づくりにつながります。



10月3日(土) 乳児の部、10月24日(土) 幼児の部に、ゆらこども園の運動会「リアン (Body編)」を開催しました。今年は新型コロナウイルスの影響のため、各クラスで時間を区切って行いました。また、接触を減らすために保護者の方は1名限りの参加をお願いしました。内容は縮小されましたが、子どもたちはリアンを楽しみながら元気に活動していました。リアンを通じて、子どもたちは精神的、身体的に大きな成長をしたように感じています。

ゆらこども園通信



由良町中央公民館の講座ご案内！

英会話教室

開催日 11月5日(木)～
令和3年1月21日(木)
第1・第3木曜日(全6回)
時間 19時30分～21時

書道教室

開催日 11月8日(日)～
毎月第2日曜日
時間 13時～15時



皆様のご参加をお待ちしています。

詳しいことについては、由良町中央公民館(TEL 65-2418)までお問い合わせください。

住 民 全 員 顔 見 知 り 作 戦

ゆら部 ~ Yura Love ~



部員 No.055

- お名前 玉置 海陽さん たまき かいひ
- 年齢 20代
- ご職業 製造業
- お住まい 江ノ駒区
- 頑張っていること・続けていること
良い大人になるために
「あいさつ」をしっかりとすること
- 由良町の好きなおところ
自然豊かなところ
- 広報誌読者の方へ
コロナ対策、アルコール消毒をしっかりとしましょう！



由良町推奨産品 登録事業者のご紹介



きしゅうのうぎようきょうどうくみあい
紀州農業協同組合

事業者情報

事業者名	紀州農業協同組合
主な登録産品	ゆら早生、木成りはっさくなど
登録品目数	12品目

お問合せ先

住所	御坊市湯川町財部 668-1
TEL	0738-35-2035
ホームページ	http://ja-kisyuu.or.jp

商品 PR

今年のゆら早生は例年にないくらいの甘みがあり、酸味とのバランスも良く、申し分のない味に仕上がりました。梅雨が長引き、今年の出来が心配されていましたが、その後干ばつの影響があったため、一気に糖度が上がりました。

酸味の強いみかんが多い極早生みかんですが、ゆら早生は中でも濃厚で甘いということで人気があり、スーパーマーケットや仲卸会社などの人気果物ランキングで3年連続ベスト3に入っています。今年は新型コロナの影響で試食ができず、販売促進が難しくなっていますが、地域おこし協力隊にお願いし、PR動画を作成しました。YouTubeに投稿していますので、「ゆら撰果場」で検索しご覧ください。



2020年 11月 由良町カレンダー

1 日	・津波避難訓練		17 火	・運動教室 (由良町中央公民館)	可燃 2
2 月	・町・県民税 第3期、 国民健康保険税 第5期納期限	可燃 1	18 水	・粗大ごみ (横浜)	資源 1
3 火	・文化の日 ・令和2年度由良町文化表彰式	可燃 2	19 木		可燃 1
4 水		プラス チェック	20 金		可燃 2
5 木	・世界津波の日 ・健康相談 (由良町中央公民館)	可燃 1	21 土		
6 金		可燃 2	22 日		
7 土			23 月	・勤労感謝の日	可燃 1
8 日			24 火	・運動教室 (由良町中央公民館)	可燃 2
9 月		可燃 1	25 水	・粗大ごみ (神谷・糸谷・吹井)	資源 2
10 火	・健康相談 (衣奈会館)	可燃 2	26 木		可燃 1
11 水		不燃	27 金		可燃 2
12 木	・行政相談 (由良町中央公民館)	可燃 1	28 土		
13 金		可燃 2	29 日	・総合健診 (由良体育センター)	
14 土			30 月	・国民健康保険税 第6期納期限	可燃 1
15 日					
16 月		可燃 1			

可燃1・資源1の地区…横浜・網代・衣奈・小引・戸津井・三尾川・糸谷・吹井・柳原・黒田

可燃2・資源2の地区…里・南・阿戸・江ノ駒・門前・畑・中・大引・神谷

※ごみは、収集日当日の午前2時までに所定の場所にお出してください。

詳しいことについては、役場 (TEL 65-0200) までお問い合わせください。

由良町の人口と世帯

() 前月比

令和2年9月末現在

人口	5,562	(- 20)
男性	2,741	(- 9)
女性	2,821	(- 11)
世帯数	2,682	(- 5)

発行 由良町総務政策課

和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

TEL 0738-65-0200

ホームページアドレス

<http://www.town.yura.wakayama.jp/>

『防災行政無線』電話確認無料サービス

TEL 0120-001-687